

貸付施設等及びその貸付期間  
環境リース

## (1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、堆肥舎（屋根掛け）、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17
	発酵舎（主として金属製のもの）	14
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等切り返し作業機 * 堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

## (2) 衛生関連施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等	7
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等	車両消毒槽（主としてコンクリート製のもの）	17
	噴霧機（装置）、洗浄機（装置）、消毒機等	7
野生動物等からの病原体の侵入防止に必要な施設等	防鳥ネット	5
	防獣柵等（主として金属製のもの）	7
	防獣柵等（主として木造のもの）	5

注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表を準用したものである。

2 切り返し作業機については、堆肥舎等との同時申請の場合に限るものとし、切り返し作業機のみでの申請は認めないこととする。

3 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。